

民主党議員立法案：外来生物種規制法（案）について

移入種対策WT座長 小川勝也
事務局長 谷 博之

今、なぜ外来生物種規制法か

- 1 グローバリゼーションの時代に不可欠な規制、生物多様性は国家存立の基盤
- 2 民主党の公約：野生生物保護法の制定と移入種（外来種）対策の法制化
- 3 この問題は早期対応が肝心。対応が遅れれば遅れるほど、経費が嵩む。

予防・早期対応の国際原則に基づき、海外からの移入規制を重視した法整備

外来生物種規制法案の概要

- 1 外来生物種に対する輸入等の規制
 - 特定外来生物種（生態系に支障を及ぼすもの）（環境省令で指定）
 - ・ 輸入に際して環境大臣の許可が必要
 - ・ 環境大臣が種毎に定める管理指針に沿った管理
 - ・ 飼養等を行う者の届出義務
 - ・ 管理指針に違反した場合の勧告・命令・罰則
 - ・ 業として取り扱う者の取り扱い状況届出義務
 - ・ みだりに放つ行為等の禁止
 - 特別特定外来生物種（管理が著しく困難で生態系に重大な支障を及ぼすもの）（環境省令で指定）
 - ・ 原則輸入禁止（展示・研究は除く）
 - ・ 輸入が認められた場合は、特定外来生物種と同様の措置
 - 新規外来生物種（国内生物台帳に記録がない生物種）
 - ・ 輸入に際して環境大臣の許可が必要
 - ・ 許可を受ける際のリスク評価書添付を義務づけ
 - ・ 環境大臣によるリスク評価（学識経験者の意見聴取）実施
- 2 特定外来生物種の国内における防除
 - 環境大臣が防除指針を策定、都道府県知事が生息・生育状況を調査
 - 都道府県知事による特定外来生物種防除計画の策定・実施
 - 環境大臣による、都道府県知事に対する計画策定の指示
- 3 その他
 - 非意図的導入防止のための進入経路調査、防除の要請と国民の協力
 - 環境の変化と科学的知見の充実に応じて、適宜指定種や指針を見直し
 - 十分な情報公開、知識の普及、情報提供と啓発活動の実施
 - 国内移動による生態系への影響防止、業者の規制等については関連法を見直し

以 上